

・消防緊急情報システム部分更新機器等賃貸借に係る質疑回答について

質疑内容	回 答
① 契約期間満了後にリース資産を発注者に無償譲渡することとございますが、リース資産に係る固定資産税の納付は不要でよいでしょうか。	契約期間満了後にリース資産を発注者に無償譲渡する本件の場合、貸主による固定資産税の納付は不要です。